

令和元年度

民事事件担当裁判官等協議会

協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局

この資料は、令和元年10月から同年11月にかけて、東京（仙台高等裁判所と共催）、大阪（広島高等裁判所と共催）、名古屋（札幌高等裁判所と共催）及び福岡（高松高等裁判所と共催）の各高等裁判所において開催された民事事件担当裁判官等協議会の協議結果の要旨を取りまとめたものである。

目次

協議事項(1) 争点中心型の審理を實踐し、裁判の質を高めるために庁として取り組むべき課題	1
1 争点中心型の審理の意義と課題	1
(1) 争点中心型の審理の意義及び争点整理の目的	1
ア 争点中心型の審理の意義及び目的はどのようなものか。	1
イ 争点整理の目的を達成するためにどのような審理を行うべきか。	1
(2) 争点整理の基本的な在り方(目的・手法)について、裁判官の間で共通認識が形成できているか。	2
2 争点整理の基本的な在り方を共有・承継するための方策	3
(1) 部総括裁判官は、陪席裁判官(民事単独事件の経験が浅い右陪席裁判官を想定)と争点整理の基本的な在り方を共有し、陪席裁判官が争点整理の手法を身に付けるために、どのような働き掛けを行うべきか。	3
(2) 陪席裁判官は、争点整理の基本的な在り方を共有し、適切な争点整理の手法を身に付けるために、どのような姿勢で取り組むべきか。	4
(3) 庁として、各裁判官が争点整理の基本的な在り方について共通認識を醸成し、適切な争点整理の手法を承継していくために、どのように対応すべきか。	5
協議事項(2) 民事訴訟手続のIT化を見据えつつ、現行法の下で審理運営の改善を図るための方策	7
○ 現行法の諸規定の活用や実務上の工夫等	7
協議事項(3) ウェブ会議等のITツールを活用して充実した争点整理を行うために留意すべき事項(フェーズ1関係)	10
1 ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用(フェーズ1)の開始に当たって留意すべき事項	10
(1) 特定庁としてウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用の開始に向けて準備を進めるに当たって今後検討しておくべき事項	10
ア 裁判官・職員のIT機器の習熟等に向けた具体的な取組について	10
イ 到達点ペーパーに記載した課題の検討状況について	11
ウ ウェブ会議を活用した争点整理の浸透に向けた弁護士会との連携	14
(2) 今後、特定庁以外の庁がウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の在り方について検討を進める上で留意すべき事項	15
2 裁判所全体での意見交換等を活性化するための方策	15
協議事項(4) ITツールを活用してより良い民事裁判を実現するために必要な方策(フェーズ2, フェーズ3関係)	17

協議事項(1) 争点中心型の審理を實踐し、裁判の質を高めるために庁として
取り組むべき課題

1 争点中心型の審理の意義と課題

(1) 争点中心型の審理の意義及び争点整理の目的

ア 争点中心型の審理の意義及び目的はどのようなものか。

イ 争点整理の目的を達成するためにどのような審理を行うべきか。

- 現在進められている民事訴訟手続のIT化は、単に現在行われている手続にITツールを導入するだけではなく、民事訴訟手続を抜本的に改善する契機となる。その目標となる在るべき手続についての議論を深めていくためには、その議論の出発点である争点整理の目的やその目的を達成するための審理の在り方といった基本的な部分について共通の理解が必要となる。そこで、最初に経験豊富な部総括裁判官の協議員を中心に、争点整理の目的及びそれを達成するための審理の在り方という基本を確認する意見交換が行われた。

(争点整理の目的)

- 争点整理の目的については、判決を見据えて、訴訟物を明確化し、主要事実並びに争いのある主要事実に係る間接事実及び補助事実を明らかにし、そのうち結論を決することとなる重要な争点につき当事者と認識共有した上で、重要な証拠(人証)に絞り、集中的な証拠調べをして、紛争の実相に沿った適切かつ迅速な解決につなげることであり、早期に重要な争点を明確化して当事者と共通認識を持つことにより、訴訟の遅延防止や不意打ちを防ぐことにあり、和解を見据えることも可能となるといった意見が出された。このように、争点整理が、単に当事者が争っている点を明らかにするものではなく、判決等による紛争の適正・迅速な解決を目指して、要件事実等を意識しつつ判断に必要な点を明確にするプロセスであるという大きな方向性については一致した。

(争点整理の目的を達成するための審理の在り方)

- 争点整理の目的を踏まえつつ、当事者と主張や証拠(書証)に基づく意見交換をしながら重要な点について共通認識を形成した上で、暫定的な心証開示等を通して争点を絞り込むという争点整理の手法の基本的な部分についてはおおむね共通しているものの、その具体的な方法論においては、弁論主義を踏まえて当事者の主張を土台にすれば良いとの考え方がある一方で、事件の実相に即した解決のために紛争の背景事情まで裁判所として見極めるべきとの考え方も示され、意見が分かれた。

また、ノンコミットメント・ルール（暫定的な発言は撤回可能なものとし、裁判所は当該発言をもって心証形成することはなく、相手方も当該発言を準備書面で引用するなどしないということ）を前提とした口頭議論の在り方や、釈明権をどの程度行使するのか、暫定的心証開示をどのように行うのかといった点については、事件や代理人の性質に応じて使い分けが必要であるといった意見もあり、各協議員の訴訟観なども反映して、具体的な審理の方法論については考え方に一定の幅があることが確認された。

- 以上のような議論を踏まえ、審理運営の改善に向けた取組については、まずは運営改善の取組を進めるに当たっての出発点を共有するため、争点整理の目的やそれを達成するための審理の在り方といった基本的な点について、改めて庁や部内において意識的に議論することが必要であり、その上で、これまで議論されてきた口頭議論の活性化や当事者との認識共有といった審理運営上の具体的な取組を、それらが争点整理にどのように有用かを位置付けた上で、各自の訴訟運営についての考え方も反映させつつ、個別の事件における具体的な実践として活用していくべきであるとされた。

(2) 争点整理の基本的な在り方（目的・手法）について、裁判官の間で共通認識が形成できているか。

- 前記(1)で議論した争点整理の目的やその基本的な在り方について裁判官の間で認識が共有されていないとすると、それを前提とした、部総括裁判官から陪席裁判官への争点整理の技法の承継がうまくいかないのではないかとという問題意識が示され、これを踏まえて、以下のとおり意見交換がされた。
- 多くの庁では、合議事件における合議や単独事件についての相談や疑似合議等の個別の事件の処理を検討する中で、争点整理の具体的な技法について議論がなされているものの、争点整理の目的や手法といった基本的な部分について、部内や庁で議論しているという庁はほとんどなかった。

このような現状について、部総括裁判官からは、現行民事訴訟法施行の頃は、民事訴訟の運営改善を議論する中で、争点整理の目的や基本的な在り方についても意識された議論が盛んであったが、最近はそのような議論がされることはなくなっており、その後に任官した裁判官の中には、そのような議論を十分に知らない者もいるのではないかとといった指摘があった。これを受けて、例えば、争点整理手続が長期化して苦勞している陪席裁判官に対し、部総括裁判官が、そのような議論を紹介しながら助言をするといったことが考えられるとの指摘もあった。

- 以上のような議論を踏まえて、陪席裁判官の育成については、争点整理の目

的や手法といった基本的な在り方や本質部分について、それを暗黙の前提とすることなく、改めて意識的に議論をし、その中で具体的な争点整理の技法を位置付けながら、これを共有・承継していく必要があることが確認された。

2 争点整理の基本的な在り方を共有・承継するための方策

(1) 部総括裁判官は、陪席裁判官（民事単独事件の経験が浅い右陪席裁判官を想定）と争点整理の基本的な在り方を共有し、陪席裁判官が争点整理の手法を身に付けるために、どのような働き掛けを行うべきか。

[資料3・2～4頁参照]

- 合議事件における合議の際や、陪席裁判官の単独事件についての相談の際に行われる一般的な働き掛けに加え、以下のような実践例が紹介された。
 - ① 陪席裁判官に対する技能承継の観点からの効果的な働き掛けとして、全ての新件の記録を部内で回覧し、合議事件とするもののみならず、単独事件として進行するが部内で事実上合議（疑似合議）をする形で部全体で進行を管理する事件を選定する。
 - ② 合議事件において部総括裁判官と右陪席裁判官が受命裁判官となり、陪席裁判官が期日での部総括裁判官の訴訟指揮を見る機会を意識的に作る。
 - ③ 未済事件のうち付合議相当な事件があるかの定期的な棚卸しの機会を利用して、右陪席裁判官から単独事件について説明を受ける際にアドバイスを行う。
 - ④ 高裁から送付される参考判決を活用する。
- また、右陪席裁判官の単独事件を合議に付したときに、部総括裁判官とどのように事件を進めるかを議論する際に最も効果的な指導が可能であるとの指摘や、同一の事件を取り扱ったという観点から、高裁において、控訴審判決についての地裁からの質問に控訴審の主任裁判官が対応するという形で、地裁の右陪席裁判官に対する働き掛けを行うといった取組の紹介もあった。
- 若手の右陪席裁判官は、単独事件の中でも比較的複雑困難な事件は左陪席として合議事件に関与した経験を活かして処理しているが、それほど難しくない単独事件の進行については、審理をどの程度の深さで行うべきかの感覚が身に付いていないこともあり、部総括裁判官がそのような単独事件をどのように運営しているのかを見る機会があると良いとの指摘があった。また、より一般的に、他の裁判官の訴訟指揮を見ることは自己の訴訟指揮を相対化して見つめ直すために有用であるといった意見が出され、一部の庁では、弁護士会の了解の下、他の裁判官の単独事件での訴訟指揮を傍聴する取組が行われているとの紹介があった。

- 以上のような議論を踏まえて、部総括裁判官においては、争点整理の基本的な在り方の共通認識の醸成をより強固なものとしていくことが必要であることを前提に、現在の右陪席裁判官への働き掛けがどのような効果を持っているか、それにより争点整理の基本的な在り方についての認識の共有ができているのかという点について本協議会で紹介された実践例も参考にしつつ改めて検討し、争点整理の基本的な在り方を承継するために、右陪席裁判官に対し、意識的かつ効果的な働き掛けをしていかななくてはならないのではないのかとの問題意識が共有された。

(2) 陪席裁判官は、争点整理の基本的な在り方を共有し、適切な争点整理の手法を身に付けるために、どのような姿勢で取り組むべきか。

[資料3・2～4頁参照]

- 主に陪席裁判官の協議員によって、これから争点整理の手法を身に付けていく陪席裁判官に求められる取組姿勢はどのようなものかについて意見交換が行われた。併せて、経験を積んでいる陪席裁判官からは、これまで争点整理の基本的な在り方を意識した指導を受けたか、どのようにして自らの争点整理の技術を磨いてきたかといった点についても紹介があった。
- 具体的な取組について、陪席裁判官からは、合議や疑似合議を通じた取組に関して、未済事件の棚卸しを通じて自分の単独事件が合議に付される場合には、自己の担当した同じ事件について部総括裁判官がどのような訴訟指揮をするのかを見ることができ参考となる、他の裁判官の訴訟指揮を見ることは、裁判官として独善的にならないようにとの良い戒めになるとの指摘があった。また、進行の見通しが見つからない事件を疑似合議で部総括裁判官に相談してイメージが持てるようになると早期解決につながるとの意見や、高裁裁判官と控訴審判決について意見交換を行うのも自らの審理を見直す良い機会となるとの意見が出された。
- 部総括裁判官からの指導の具体的な内容については、左陪席として合議事件で担当したことのある事件類型においてはある程度分かっている部分もあるが、単独事件に多い事件類型では経験がないためどのような種類の証拠があるかなどが分からないこともあるため、経験の豊かな部総括裁判官に相談することにより自己の経験の乏しさを補うことで円滑に審理を進めることができる場合があるとの意見や、どのような文献や論文が参考となるといった具体的な知識の獲得方法を示唆されたことが非常に勉強になったといった意見が出された。
- 以上のような議論を踏まえて、陪席裁判官においては、改めて争点整理の目

的といった基本的な部分に立ち返って自らの審理運営の在り方を見直し、疑問に思うところや審理運営の在り方について、主体的な姿勢で部総括裁判官と議論していくことが求められており、部総括裁判官においても、陪席裁判官の意見を踏まえた働き掛け等の在り方について検討を続ける必要があるとされた。

(3) 庁として、各裁判官が争点整理の基本的な在り方について共通認識を醸成し、適切な争点整理の手法を承継していくために、どのように対応すべきか。 [資料3・5～7頁参照]

- 支部を含めた庁全体での協議会やプラクティスに関する委員会での議論に加えて、テレビ会議等を利用した管内支部との間や他庁との間での勉強会の実施、他の裁判官の弁論準備手続の傍聴、口頭議論の活性化の観点からの争点整理に関する運用指針の作成と実践例等についての集積、高裁との勉強会の実施といった取組が紹介された。なお、弁論準備手続の傍聴については、記録まで検討しなければ効果が少ない、担当裁判官の心証に影響を与えないようにするため具体的な訴訟指揮について議論をしないこととしているところが効果を中途半端にしているといったあい路も指摘された。
- 以上のとおり、庁における対応としても争点整理の目的や手法に関する共通認識の醸成のために様々な工夫が積み重ねられていることが紹介され、各庁においては、紹介された取組を参考にするなどして、各庁の実情に応じて、部内・庁内での裁判官同士の議論がより活性化するような取組を継続していくことが必要であるとされた。

(協議事項(1)のまとめ)

- 協議事項(1)全体としては、まず、裁判官が争点中心型の審理の基本的な在り方及びそれを前提とする争点整理の目的、手法とは何かについての共通認識を形成することの重要性が確認された。そして、争点整理の目的についてのおおむね意見は一致していたものの、その手法については個々の裁判官の訴訟観等を反映し、一定の幅が見受けられたが、目的を実現するためにどのような手法が有用かについては、その幅があることも意識しつつ、各部・各庁において意識的に議論をしていく必要があることが共有された。

また、部総括裁判官は、そのような争点整理の目的及び基本的な在り方にも意識を向けつつ、争点整理の技法を共有・継承していくために、陪席裁判官に対する働き掛けを行い、陪席裁判官もそれを受けて主体的・積極的に部総括裁判官と議論をしていく必要があり、そのために部内及び庁内での議論を活性化し

ていく取組が重要であることが確認された。

協議事項(2) 民事訴訟手続のIT化を見据えつつ、現行法の下で審理運営の改善を図るための方策

- 現行法の諸規定の活用や実務上の工夫等

[資料3・8～13頁参照]

- 民事訴訟手続のIT化は、民事訴訟の審理運営を改善する契機となるべきものであるものの、ITツールの導入それ自体によって直ちに民事訴訟の審理が改善されるものではなく、民事訴訟の審理運営を抜本的に改善し、また、IT化の効果を最大化するためには、現行民事訴訟法及び同規則等の規定や訴訟指揮等による運用上可能な工夫を最大限活用して、争点整理等の課題を解消していくことが必要であり、そのために実施可能な運用についてはIT化を待つことなく今のうちから検討しておく必要がある。このような問題意識を前提に、特定の場面を想定した個別具体的な工夫例にとどまらない、IT化も見据えた中で審理運営を効率化し、改善するための手続的あるいは制度的な視点から考えられる方策について意見交換が行われた。

(争点整理手続を充実させるための工夫について)

- 争点整理手続の充実については、裁判所が口頭議論を求めても代理人がこれに応じず持ち帰って検討するというような状況を防ぐため、期日外釈明の活用や、最も事情を知っている当事者あるいは担当者等を期日に同行してもらったり、釈明処分(民事訴訟法151条1項1,2号)によって出頭させたりするといった工夫が考えられるとの意見が出された。

また、裁判所の問題意識や当日の予定、釈明事項、期日にどのような議論をしたいかを当事者にあらかじめ告知しておくことが、口頭議論の活性化と審理期間の短縮の上で重要であるとの指摘があった。この点については、期日における口頭議論の到達点を書面化し、その内容を当事者に送付することで、次回期日までの準備事項等が共有でき、次回期日における口頭議論の活性化につながるとの指摘や、次回期日で議論したい項目を記載した書面を期日前に送付しておくとの取組が紹介された。

- 電磁的記録の提供(民事訴訟規則3条の2)を活用し、要件事実が複雑な事案における主張整理案を当事者と共同して作成することが考えられるといった提案や、争点整理を踏まえた要約書面や総括準備書面の提出といった工夫が紹介され、IT化によりこれらの工夫がより活用しやすくなるとの指摘があった。

(準備書面の作成に関する工夫について)

- 大部の準備書面が提出される場合に、目次をつけてもらうことや要約書面を添付することを依頼した例や、長期化している事件や異動により引き継いだ事件について、当事者に要約書面を作成してもらい、プレゼンをしてもらったところ、事案の把握が容易となったことがあるといった経験が紹介された。
- 準備書面の分量について、依頼者である本人の意向も踏まえる必要があるため、法的根拠なくこれを裁判所において制限することは難しいといった指摘がされたのに対し、量の問題ではなく何を書いてもらうかが重要であり、裁判所から準備書面に記載してもらいたい内容を明確に示すことができれば自ずと分量も合理的なものとなるとの指摘や、準備書面の量が多くならざるを得ない事件もあるが、メリハリを付けた訴訟指揮を行うことが重要であるとの意見が出された。

また、分量制限という形ではなく、争点整理の終盤に主張の骨子を一定の枚数で作成することを依頼すれば抵抗なく応じてもらえることが多いが、その場合には、提出された書面を前提に裁判所において主張整理案を作成するなど、当事者にも提出のインセンティブを付与することが重要であるといった指摘があった。

(進行管理に関する工夫について)

- 進行の序盤・中盤・終盤の進行イメージを代理人と共有できるようなツールがあればよいとの指摘のほか、期日間隔について、「通常どおり」として1か月後の期日を指定していくことには疑問があり、本来は必要な準備期間を決めるのが先であるとの問題意識が示され、お互いに主張を出し合っている段階ではいつも通りの時間の取り方で良いが、一度振り返るべきときには長めの時間を取る、最初の期日を空転させないためにも、期日を柔軟に変更し、実質的な答弁が出るところで1回目を入れる、特定の事項に絞って計画的に審理を行うことで期日間隔を短くするなど、進行に応じてメリハリを付けることが必要であるとの意見があった。
- 書面等の提出期限を遵守してもらうための工夫として、代理人自らに必要な期間を考えさせるようにするとともに、期限が遵守された場合には、裁判所が準備書面をしっかりと読み込んだ上で期日に臨み、釈明権の行使等の適切な訴訟指揮をする必要がある一方、期限を守らない場合はその陳述を留保するなどの対応が必要であるとの意見があった。

(証拠整理に関する工夫について)

- 会計関係書類や診療録など大量の資料提出がされそうになったときには、争点化しない部分については裁判所に提出する必要はなく、可能な限り代理

人間で確認してもらい、提出する証拠を絞るための前さばきを行うことが有効であるとの工夫が紹介された。

- 証拠の必要性について、証拠説明書の立証趣旨がきちんと書かれているか確認することで、代理人にも十分に検討してもらう必要がある、書証を厳選することを意識してもらうべきであるとの意見があった。

(その他)

- 時機に後れた攻撃防御方法の却下について、争点を調書化し、心証開示したところで新たに争点を主張してきたときには、これを却下したことがあるなどの具体例が紹介された。一方で、対象である主張等が結論に影響しそうな場合には、一応要件を満たしていたとしても、高裁で却下不相当と判断される可能性を考えると一審で却下することには躊躇する場合があるとの指摘もあった。

この点について、却下が考えられる場合には、口頭でやり取りするだけでなく調書に経過を残すなど準備が大切であり、そのような手掛かりがしっかり残されていれば高裁でも却下を維持する判断をしやすいのではないかとの意見が出された。

(協議事項(2)全体のまとめ)

- 各庁からは様々な取組が紹介され、制度的な視点からの議論の中には、IT化を待つ必要が無い、現行法の下で実践可能なもので、これらを実践することが審理運営の改善に効果的と思われるものも数多く含まれていることが確認された。そして、各庁においては、ここでの議論を踏まえ、なぜそのような工夫がこれまで十分に活用されてこなかったのか、活用にあたっての課題やそれを克服するための方法等について議論を進め、有用と思われるものはIT化を待つことなく着実に実践していくべきことについて認識が共有された。
- また、争点整理に関する課題のうち、裁判所全体で足並みをそろえて取り組んでいくことが効果的な課題についても、今回の協議会での議論を踏まえて、更に検討を続けていくこととされた。

協議事項(3) ウェブ会議等のITツールを活用して充実した争点整理を行う
ために留意すべき事項(フェーズ1関係)

1 ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用(フェーズ
1)の開始に当たって留意すべき事項

(1) 特定庁としてウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新た
な運用の開始に向けて準備を進めるに当たって今後検討しておくべき
事項

ア 裁判官・職員のIT機器の習熟等に向けた具体的な取組について

(本番用機器配布までの取組状況について)

- 令和2年2月頃又は5月頃からフェーズ1の新たな運用を開始する庁(以下「特定庁」といい、令和2年2月頃から運用を開始する庁を「第一次実施庁」という。)では、各庁の規模(裁判官・職員の数、部の数)、対応する弁護士会との関係等の実情に応じて、民事訴訟手続のIT化について検討を行う検討体(以下「PT」という。)における検討の進捗度合いに差はあるものの、PTメンバーを中心に、IT機器の数に制限があるなど人的・物的制約がある中で、様々な工夫を凝らすことで、PTメンバー以外の裁判官・職員に対し、チームズの機能の特性を理解し、IT機器の操作に習熟するための取組を実施していることが報告された。
- 例えば、多くの庁では、PTメンバー以外の裁判官・職員を対象に、IT機器の説明会や操作体験会を実施する取組、庁内や単位弁護士会との間で実施される模擬手続にPTメンバー以外の裁判官・職員を参加させる取組などを実施していることが紹介された。
また、複数の庁からPTの検討状況を紹介する取組を行った例も紹介された。

(第一次実施庁における習熟期間中の取組について)

- 第一次実施庁においては、令和元年11月にフェーズ1実施用のIT機器等が配布され、習熟期間が開始されたところ、検討の進捗度合いに差はあるものの、いずれの庁においても、フェーズ1の運用の開始を間近に控え、全ての裁判官・職員がIT機器を操作することのできるように繰り返し模擬手続を実施するなどしてIT機器の操作を経験し、実践的な操作方法の習得に向けた取組を実践していることが報告された。
- また、一部の庁では、ウェブ会議等の運用における具体的な場面を想定した事務フロー等を検討し、PTメンバー以外の裁判官・職員に対して、基本的な運用の在り方について周知するなどの取組を実施していることが紹介された。

イ 到達点ペーパーに記載した課題の検討状況について

(7) ウェブ会議におけるファイル編集・共有機能の活用について

(フェーズ1における基本的な運用方針について)

- PTにおいては、庁内や弁護士会との意見交換、模擬手続等を踏まえて、IT機器を活用した新たな争点整理の在り方について検討を進めてきたところであるが、まずは、電話会議の場合と比べて、裁判所に出頭していない当事者の表情を見ながら協議をすることができるという点でのウェブ会議の利便性を体感してもらうことで、できるだけ多くの弁護士にウェブ会議の利用を普及させていくべきであるとの大きな方向性について一致していることが確認された。
- その上で、ファイル編集・共有機能の利用について、一律に基準を設けることは難しく、各裁判体において、その利用の必要性やメリット・デメリット、当事者の意向、接続先のネットワーク環境などを踏まえ、個別に検討すべきであるという認識で一致した。

(ファイル編集・共有機能の利用について)

- ファイル編集機能を用いてウェブ会議の期日に裁判所と当事者が同時にファイルを編集する活用方法については、一部の庁からは、建築訴訟などのようにある程度まとまった時間をとって瑕疵一覧表を裁判所と当事者が協働して作成するような場面で活用できるのではないかと意見が出されたものの、全てを期日で行うことは、裁判所や弁護士の双方にとってかなりの負担になるため、実践することは難しいという点で、おおむね認識の一致が見られた。
- 他方、クラウド上にアップロードされた争点整理案、和解条項案等のファイルを期日間に裁判所と当事者が編集する活用方法については、編集に当たった順序等について裁判所と当事者間で認識を共有しておく必要があるなど、留意すべき点はあるものの、効果的な利用が期待される場合もあるのではないかと意見も出された。

まずは、現在のプラクティスでも作成されているような時系列表や診療経過一覧表、瑕疵一覧表などを対象に、これまでUSBでデータをやりとりしていたものを、クラウド上へのアップロードに置き換えることが可能になるなど、利便性や合理性を享受できるような説明をすべきであるとの意見も出された。
- さらに、例えば境界確定事件における図面などを用いながら裁判所と当事者が協議して争点整理を行う場合には、ウェブ会議のファイル共有機能を効果的に活用することができるとの意見も出された。

(ファイル編集・共有機能以外の機能について)

- 一部の庁からは、ファイル編集・共有機能の利用は弁護士にとって負担感があるのに対し、チームズにある画面共有機能を利用して、裁判所の画面に映した画像や動画、ファイルなどを当事者の画面に映す方法であれば、弁護士に負担が掛からない上、ファイル共有機能と同様に、裁判所と当事者が同じ画面を見ながら効果的に争点整理を行うことができるとの意見が出された。
- また、メッセージ機能については、期日外釈明での積極的な活用を期待することができるとの意見が出された。しかし、その一方で、メッセージを見落とさないよう常にメッセージの有無を確認しなければならないなど、裁判所と弁護士の双方にとって負担が重いのではないかとの否定的な意見も見られた。

(イ) ウェブ会議を活用して争点整理を行う場合の手続の選択について

- ウェブ会議を活用して争点整理を行う手続としては、法的根拠がある期日・協議の場で使うことが望ましいとの観点から、電話会議・テレビ会議における期日・協議と同様に考え、一方当事者が不出頭の場合は弁論準備手続、双方不出頭の場合は書面による準備手続を選択すべきであるとの方向性については一致していることが確認された。

書面による準備手続については、合議事件において、受命裁判官が行うことはできないものの、裁判長が行う手続に陪席が関与することは認められるのではないかとの意見が出され、おおむね異論はなかった。なお、一部の庁のPTからは、書面による準備手続を利用したことのない裁判官や職員向けに、書面による準備手続と弁論準備手続の相違点等を整理する取組が紹介された。

- 他方、事実上の打合せについては、法的根拠がなく、期日で実施できる訴訟手続が大幅に制限されるため、例えば、一方当事者のみ出頭してウェブ会議による弁論準備手続期日を重ねていたところ、急遽、当該当事者が出頭することができなくなった場合などに、弁論準備手続期日を取り消して書面による準備手続に付することなく、事実上の打合せをスポット的に実施する場合などの例外的な場面を除き利用される場面は限定されるという点で、おおむね異論はなかった。

(ウ) ウェブ会議を活用して争点整理を行うことに適した局面について

(ウェブ会議を活用することが相応しい局面について)

- ウェブ会議では、双方当事者が不出頭であっても当事者の表情を見ながら協議を行うことができることから、短時間で期日が終了することが見込まれるような場合にウェブ会議を活用すれば、当事者の出頭の負担が軽減され、機動的に期日又は協議の日を指定することが可能になるとの意見が出された。

- また、当事者本人を交えて和解協議などを実施する場合には、当事者本人を代理人の事務所に出頭させ、ウェブ会議に参加させることで、直接、当事者本人から和解の希望や事情を聴取することが可能になるとの意見が出された。

(本人訴訟におけるウェブ会議の利用について)

- 本人訴訟における利用は、本人の意向のほかに、本人確認、場所の適切さの確保、秘密録音・録画の防止、弁護士でない第三者の関与の防止といった問題があることから、フェーズ1の運用を安定的に定着させるためにも、当面の間は、慎重に検討していく必要があるとの方向性で一致した。

(E) フェーズ1の運用における書記官の立会いについて

(民事局からの説明)

- 民事局から、フェーズ1の運用における書記官の立会いについては、各PTにおける模擬手続において、書記官を機器の操作のためにあたかもオペレーター代わりに立ち合わせていた例が多く見られたとの問題意識を踏まえて、以下の説明がされた。
 - ① フェーズ2、フェーズ3における新たな争点整理手続のプラクティスの在り方が固まっていない段階で、書記官の立会いの在り方のみを一定の方向性で変化させて固定化することは相当ではない。従前の実務と同様に、書記官が争点整理手続に立ち会うか否かは個別にその目的・必要性を検討するものとする運用（いわゆる選別立会い）を続けつつ、今後のフェーズ1の訴訟運営のプラクティスと併せて検討を進めていくことが相当である。
ただし、このことは、フェーズ1の新たな運用が開始されるに当たって書記官事務の在り方について各庁で様々な試みをする事までを否定するものではない。
 - ② 新たな運用の開始直後においては、裁判官以外の職員がIT機器の操作を補助する場面も想定される。しかし、機器の操作等の事務は、本来的な書記官事務とはいえないから、機器の操作に習熟するまでのごく短期間を除き、IT機器の操作を目的として、期日の全体を通じて、書記官を立ち合わせることは相当でない。

(協議員からの意見)

- 協議員からは、民事局からの説明を踏まえ、事件の内容、係の実情、習熟度等を踏まえて各裁判体で判断するのは従来どおりであるとの認識を前提に以下のような意見が出された。
 - ① これまでは選別立会いと言っておきながら、実際にはほとんど立ち会っ

ていなかった現状を踏まえ、フェーズ1の運用開始を機に現状の運用のまままで良いのかについて改めて検討する必要がある。

- ② フェーズ1の新たな運用における書記官の立会いについては、書記官がウェブ会議のために準備したりトラブルに対処したりすべきであるとの意識が高いものの、書記官を機器の操作のためにあたかもオペレーター代わりに立ち合わせることは相当ではなく、必要性を十分に検討すべきである。

ウ ウェブ会議を活用した争点整理の浸透に向けた弁護士会との連携

(弁護士会との連携の取組について)

- フェーズ1の取組を円滑に開始し、争点整理の新たな運用を浸透させるためには、ウェブ会議の主なユーザーである弁護士が無理なく受け入れることが重要であり、そのためにも弁護士会の理解を得ながら協力して取組を進めていくことが不可欠であるという方向性について意見が一致した。

その上で、弁護士会との具体的な連携に向けた取組について、多くの庁から、弁護士会のPTが企画した会員向けの説明会や座談会等に参加したり、弁護士会と協働してウェブ会議の操作手順を解説した動画を作成したりするなどの取組状況の紹介があった。

- なお、一部の庁からは、特定庁においても、弁護士会内部で意見の相違が見られるために、慎重に対応しているとの実例が紹介された。

(弁護士会PTメンバー以外の弁護士に対するウェブ会議の普及に向けた取組について)

- 各庁の弁護士会のPTメンバーはウェブ会議の新たな運用の開始に向けて前向きに取り組んでいるが、PTメンバー以外の説明会や模擬手続に参加経験がない大多数の弁護士の関心は低く、特に一部の弁護士はIT機器の操作などに漠然とした不安や懸念を示していることから、PTメンバー以外の弁護士にフェーズ1の取組を適切に理解してもらい、IT機器への習熟等を図ることによって、ウェブ会議の裾野を広げていくことが今後の課題であるという点で、認識が一致した。そのために、まずは、これまで電話会議で行っていた手続を顔の見えるウェブ会議に置き換えるという運用をし、オプションとしてファイル編集・共有を利用するというアプローチを取ることが有用であるとの方向性についても、特に異論はなかった。

その上で、具体的なウェブ会議の普及に向けた取組例として、多くの弁護士との間で接続テストを繰り返し実施したり、事務所単位で30分程度のミニ説明会を開催したりする実例が紹介された。

- また、特定庁からは、実際には特定庁の周辺庁や管内の支部に所属する弁護士との間でウェブ会議を実施することが想定されるため、特定庁以外の庁や支部に所属する弁護士にもウェブ会議の活用を普及させるために、他庁や管内の支部の弁護士とも模擬手続を実施しているとの実例の紹介もあった。

(2) 今後、特定庁以外の庁がウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の在り方について検討を進める上で留意すべき事項

(裁判所内部での取組について)

- 特定庁以外の多くの庁からは、民事立会部においてIT機器を操作する機会はあるものの、配布されているIT機器の数に限りがあることから、他庁との合同PTで接続テストや模擬手続を実施しているとの実情や、検討が先行している特定庁のノウハウを共有するため、特定庁とウェブ会議で接続して意見交換を行ったり、模擬手続を実施したりする取組例などが紹介された。

(弁護士会との連携について)

- 全ての庁において、対応する弁護士会のPTとの間で、フェーズ1の新たな運用開始に向けた取組が開始されており、庁によって進捗状況は異なるものの、一部の庁では、模擬手続その他の検討が進められていることが紹介された。他方、一部の庁からは、対応する単位弁護士会との連携関係を構築することにあい路があるとの実情も紹介された。
- 弁護士会との連携の在り方については、特定庁と同様に、まずは電話会議から顔の見えるウェブ会議に置き換えるというスタンスで臨むべきという意見が示され、ウェブ会議の操作手順を解説した動画を見せたり、IT機器に触れる機会を設けたりすることが効果的であるとの意見も示された。

また、特定庁でウェブ会議の運用を開始した後は、特定庁以外の庁に対応する弁護士会に所属する弁護士がウェブ会議を利用することが見込まれることから、対応する弁護士会にどのように働き掛けをしていくかが課題であるとの問題意識について、理解が一致していることが確認された。

2 裁判所全体での意見交換等を活性化するための方策

(民事立会部以外の裁判官・職員への周知について)

- 特定庁においては、新たな運用を開始する前後に裁判官・職員の異動期を迎えることから、フェーズ1の運用が行われる民事立会部以外の裁判官・職員にも、フェーズ1の取組に関心を持ってもらう必要があるという方向性で一

致した。

その上で、民事立会部以外の裁判官・職員にフェーズ1の取組を周知させる方策として、多くの庁では、裁判官会議や庁全体の協議会が開催された機会や、事務査察などの支部に出張する機会を捉え、IT機器の操作説明会や体験会を実施しているとの実例が紹介された。

協議事項(4) ITツールを活用してより良い民事裁判を実現するために必要な方策（フェーズ2、フェーズ3関係）

（濫用的な訴えを防止するための方策について）

- 多数の庁（特に大規模庁）から、現状でも特定の原告が多数の訴えを濫用的に提起しているとの実情が紹介され、IT化が進むことによって、更に濫用的な訴えが増加するおそれがあることを踏まえると、これを防止するための法制的な手当てが必要であるとの意見が出された。
- その上で、濫用的な訴えを防止するための具体的な方策として、民事裁判等手続IT化研究会で提案されている訴訟救助の申立てをする場合に少額のデポジットの支払義務を課す制度に特段の異論は示されなかった。なお、デポジットの不納付に対する却下を書記官の処分で行えないかとの意見や、法制面での手当てだけでなく、フェーズ3に導入するシステム上で、濫用的な訴えを防止するような工夫ができないかとの意見も出された。

（新たな訴訟手続の特則の創設について）

- 労働審判や少額訴訟がコストや時間が節約できる点にメリットを感じて利用されているように、当事者によっては、精緻な審理よりも期間や回数を制限してスピード感を持った審理を行うニーズがあるとの意見や、法制度の枠組みがあれば、民事保全法の仮処分の手続のように、裁判所も弁護士も短期間で比較的充実した審理を行うことが可能になるとの意見が出された。
- 特別な訴訟手続の活用が考えられる事件類型については、訴額や事件類型などによって活用される場面が実際上限定されるのではないかとの意見も示されたが、企業同士の紛争で事前交渉により争点が明らかになっており、速やかに裁判所の判断が欲しいと考えている事案のように運用次第で様々な場面で利用の余地があるとの認識で一致した。
- また、本人訴訟の場合には、ある程度裁判所において主張を確認する必要があるため、6か月以内に審理を終結させることは困難であるから、特別な訴訟手続を実施することは想定できず、手続の要件として訴訟代理人の選任を必要とすべきであるとの意見が強かった。

令和元年度

民事事件担当裁判官等協議会

協議結果要旨【資料編】

最高裁判所事務総局民事局

資 料 目 録

- | | | |
|------|--------------------|-----------|
| 資料 1 | 令和元年度民事事件担当裁判官等協議会 | 論点事項 |
| 資料 2 | 令和元年度民事事件担当裁判官等協議会 | 統計資料 |
| 資料 3 | 令和元年度民事事件担当裁判官等協議会 | 事前アンケート結果 |

令和元年度民事事件担当裁判官等協議会

論点事項

※ かつこ内は、各事項に係る協議時間の目安を示したものである。

協議事項(1) 争点中心型の審理を實踐し、裁判の質を高めるために庁として取り組むべき課題（120分）

1 争点中心型の審理の意義と課題（60分）

(1) 争点中心型の審理の意義及び争点整理の目的

- ・ 争点中心型の審理の意義及び争点整理の目的はどのようなものか。
- ・ 争点整理の目的を達成するためにどのような審理を行うべきか。

(2) 争点整理の基本的な在り方（目的・手法）について、裁判官の間で共通認識が形成できているか。

2 争点整理の基本的な在り方を共有・承継するための方策（60分）

(1) 部総括裁判官は、陪席裁判官（民事単独事件の経験が浅い右陪席裁判官を想定）と争点整理の基本的な在り方を共有し、陪席裁判官が争点整理の手法を身に付けるために、どのような働き掛けを行うべきか。

(2) 陪席裁判官は、争点整理の基本的な在り方を共有し、適切な争点整理の手法を身に付けるために、どのような姿勢で取り組むべきか。

(3) 庁として、各裁判官が争点整理の基本的な在り方について共通認識を醸成し、適切な争点整理の手法を承継していくために、どのように対応すべきか。

協議事項(2) 民事訴訟手続のIT化を見据えつつ、現行法の下で審理運営の改善を図るための方策（60分）

○ 現行法の諸規定の活用や実務上の工夫等

- ・ 争点整理手続を充実させるための工夫について
- ・ 準備書面の作成に関する工夫について
- ・ 進行管理に関する工夫について
- ・ 証拠整理に関する工夫について

協議事項(3) ウェブ会議等のITツールを活用して充実した争点整理を行うために留意すべき事項（フェーズ1関係）（120分）

1 ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用(フェーズ1)の開始に当たって留意すべき事項(110分)

(1) 特定庁としてウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用の開始に向けて準備を進めるに当たって今後検討しておくべき事項(80分)

ア 本年5月以降, 特定庁として, 新たな運用の開始に向けてどのような取組を進めてきたか。

イ ITツールを活用した争点整理の新たな運用を開始するために, 今後どのような取組を進めるか。

(2) 今後, 特定庁以外の庁がウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の在り方について検討を進める上で留意すべき事項(30分)

2 裁判所全体での意見交換等を活性化するための方策について(10分)

協議事項(4) ITツールを活用してより良い民事裁判を実現するために必要な方策(フェーズ2, フェーズ3関係)(30分)

○ IT化を通じてより良い民事裁判を実現するために必要な方策としてはどのようなものが考えられるか。

- ・ 商事法務研究会で行われている「民事裁判手続等IT化研究会」で議論されている論点について

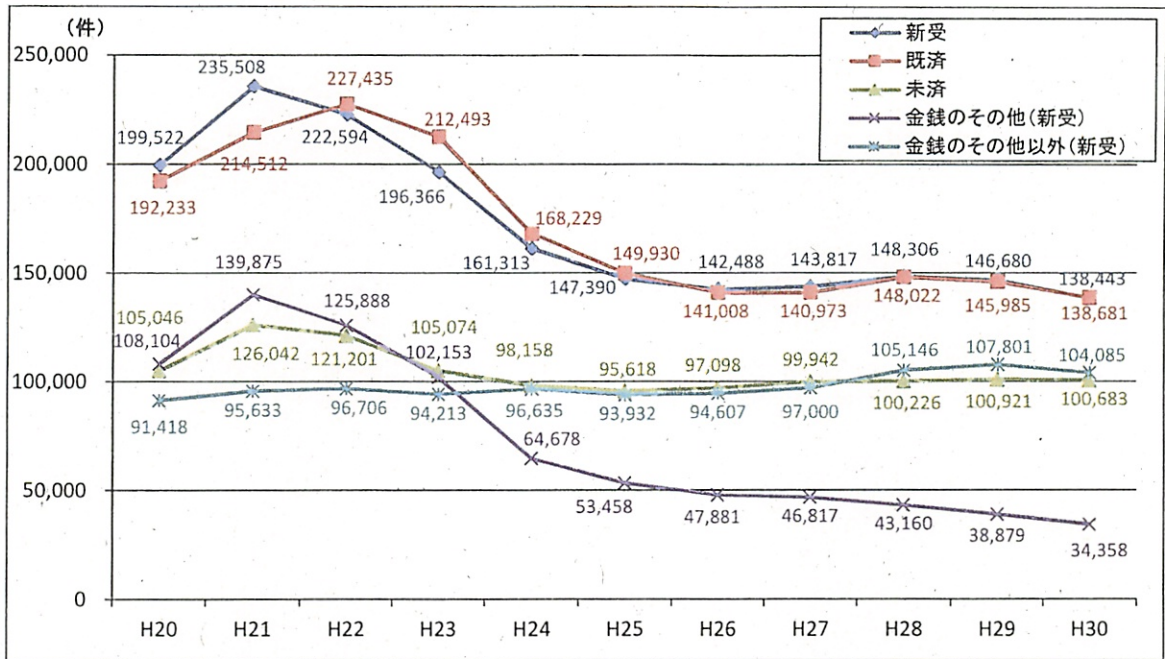
以上

令和元年度民事事件担当裁判官等協議会

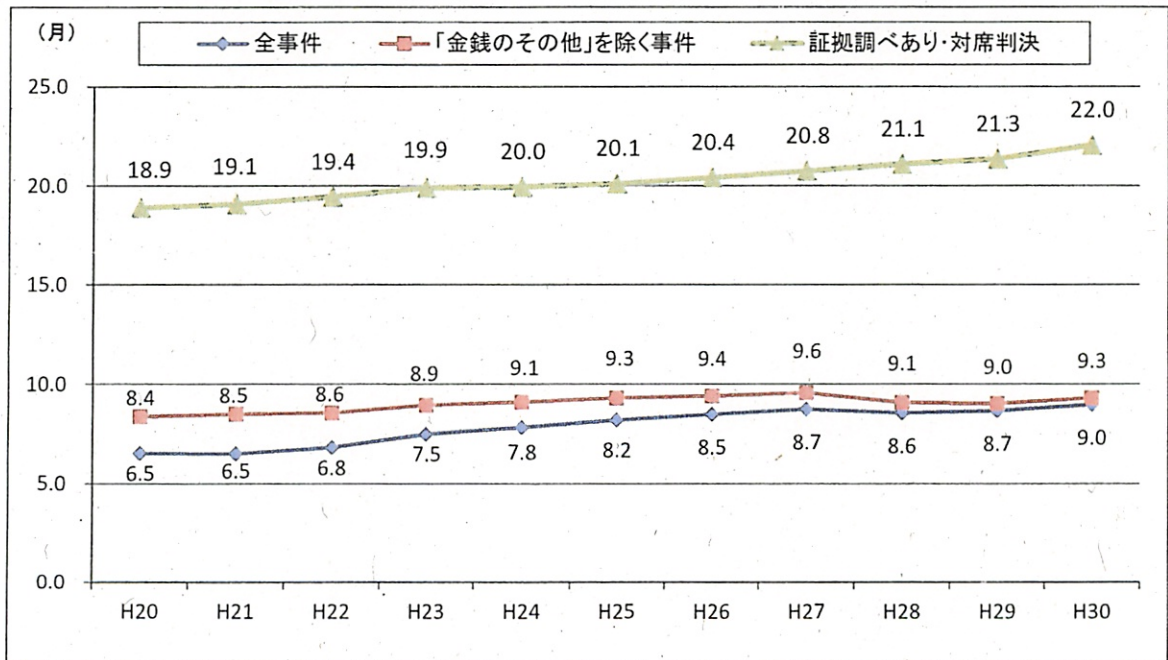
統計資料

【グラフ1】新受・既済・未済の各件数の推移（ワ号事件）	1
【グラフ2】既済事件の平均審理期間の推移（ワ号事件）	1
【グラフ3】手続段階別平均期間の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）	2
【グラフ4】未済事件の平均係属期間の推移（ワ号事件）	2
【グラフ5】係属期間が2年を超える長期未済事件の件数及び割合の推移（ワ号事件）	3
【グラフ6】平均審理期間による事件類型別既済件数の割合の推移（「金銭のその他」を除くワ号事件）	3
【グラフ7】終局区分別の事件割合の推移（ワ号事件）	4
【グラフ8】控訴提起件数、控訴率及び控訴事件割合の推移（ワ号事件）	4
【グラフ9】控訴審の既済件数・判決件数・取消数（率）の推移（ネ号事件）	5
【グラフ10】簡裁控訴（レ号事件）の新受・既済・未済件数の推移	5
【グラフ11】既済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）	6
【グラフ12】未済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）	6
【グラフ13】新受事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）	7
【グラフ14】合議事件（既済事件）の平均審理期間の推移（ワ号事件・レ号事件）	7
【グラフ15】審理期間2年を超える合議・単独事件数及び合議率の推移（ワ号事件）	8
【グラフ16】事件類型別既済事件の審理期間別の合議率	8
【グラフ17】単独事件の手続段階別平均期間の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）	9
【グラフ18】単独事件の平均期日回数及び平均期日間隔の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）	9
【グラフ19】単独事件の人証調べ実施率の推移（対席判決で終局した「金銭のその他」を除くワ号事件）	10
【グラフ20】単独事件の平均人証数等の推移（対席判決で終局した「金銭のその他」を除くワ号事件）	10
【グラフ21】単独事件の和解率等の推移（争点整理手続実施別・人証調べ実施別「金銭のその他」を除くワ号事件）	11

【グラフ1】新受・既済・未済の各件数の推移（ワ号事件）

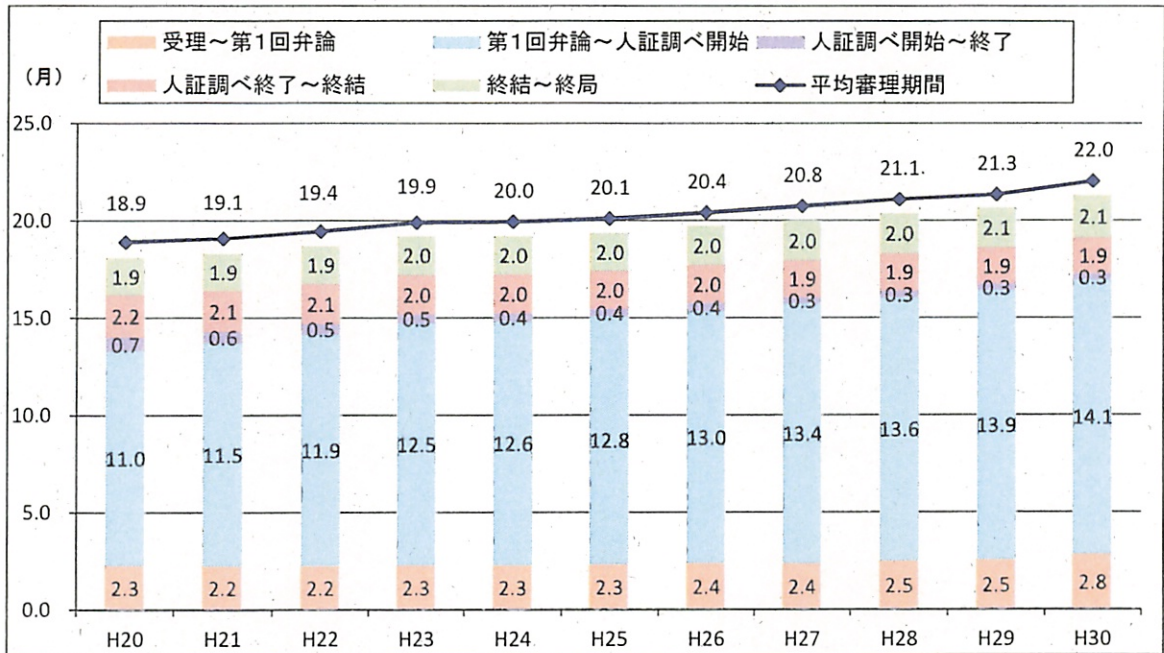


【グラフ2】既済事件の平均審理期間¹の推移（ワ号事件）

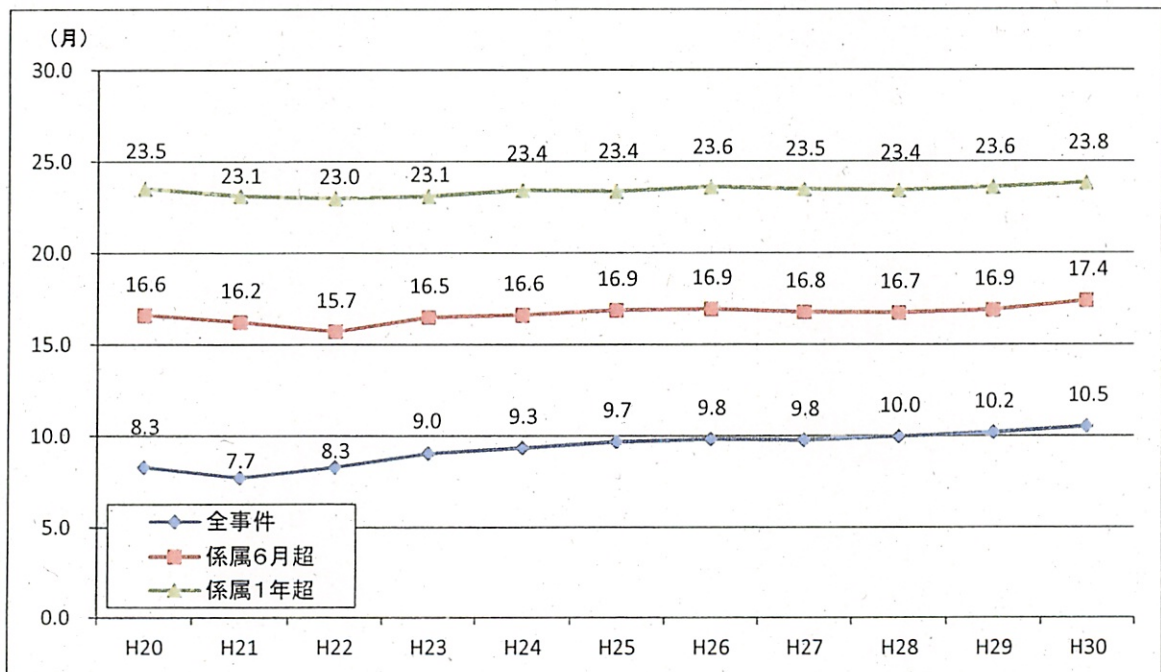


¹ 既済事件の平均審理期間は、1事件ごとの実数値の平均ではなく、審理期間の区分ごとに設定された代表値（基本的には、各区分の中間値が代表値とされており、例えば、民事第一審訴訟事件の既済事件については、1月以内から5年超まで10段階に区分されており、1月以内の代表値は0.5月となる。）に、各区分ごとに集計された事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除することにより算出されている。

【グラフ3】 手続段階別平均期間²の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）

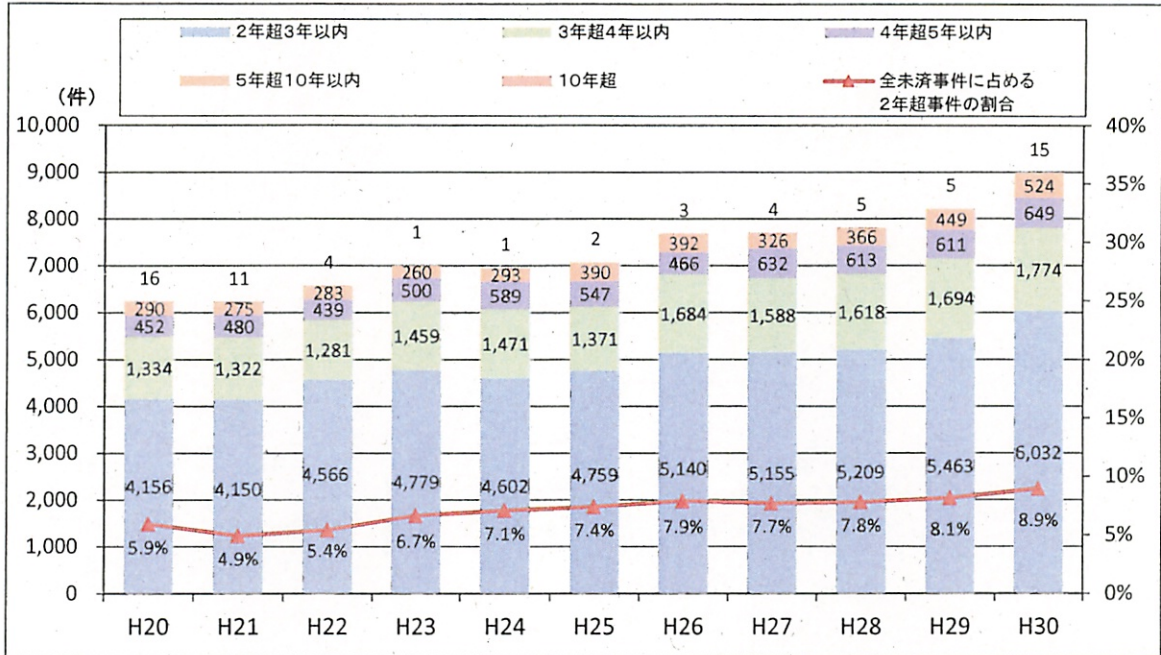


【グラフ4】 未済事件の平均係属期間の推移（ワ号事件）

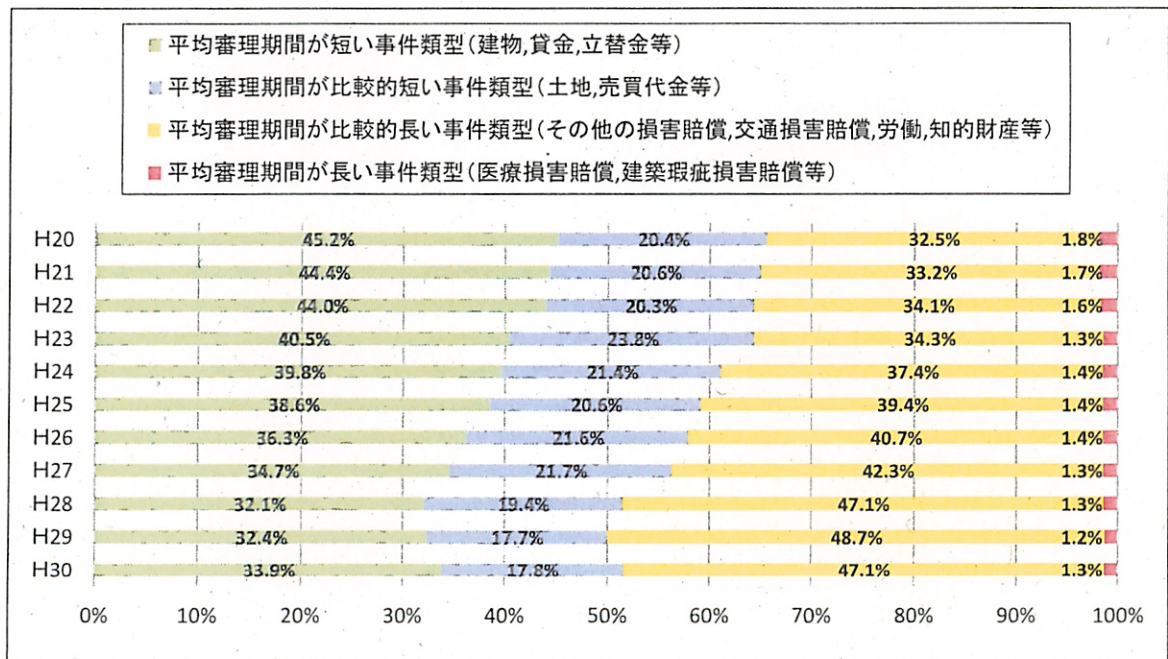


² 手続段階別平均期間は実数値（N値），全体の平均審理期間は代表値を用いている。

【グラフ5】 係属期間が2年を超える長期未済事件の件数及び割合の推移（ワ号事件）

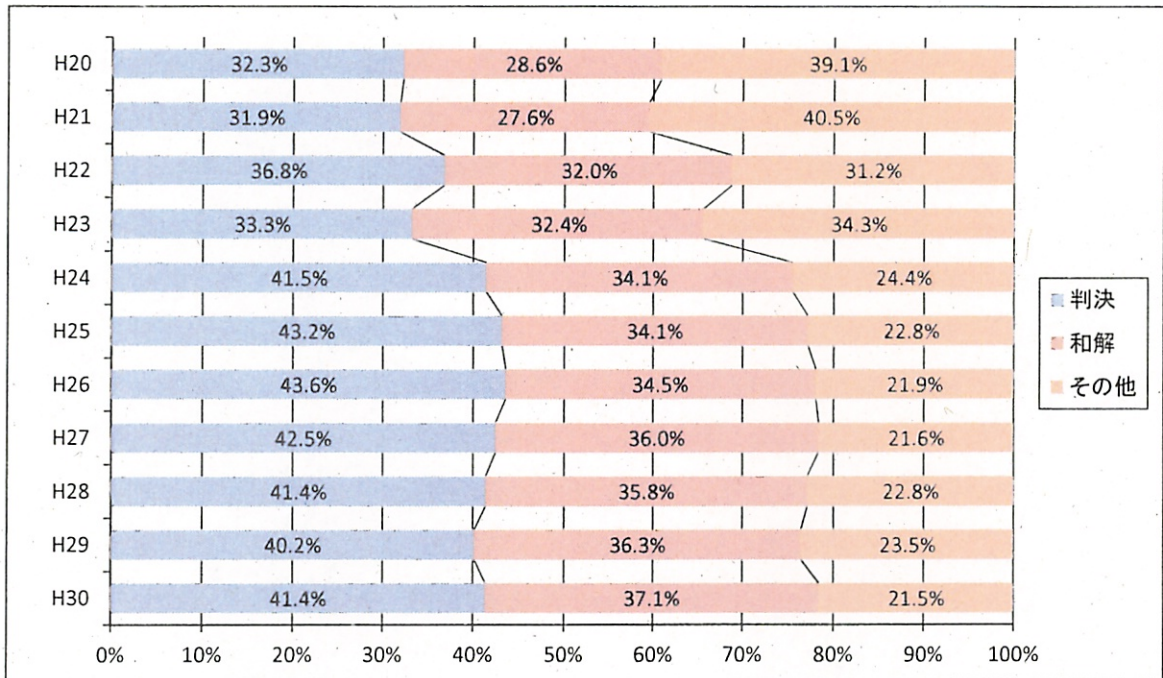


【グラフ6】 平均審理期間による事件類型別³既済件数の割合の推移（「金銭のその他」を除くワ号事件）

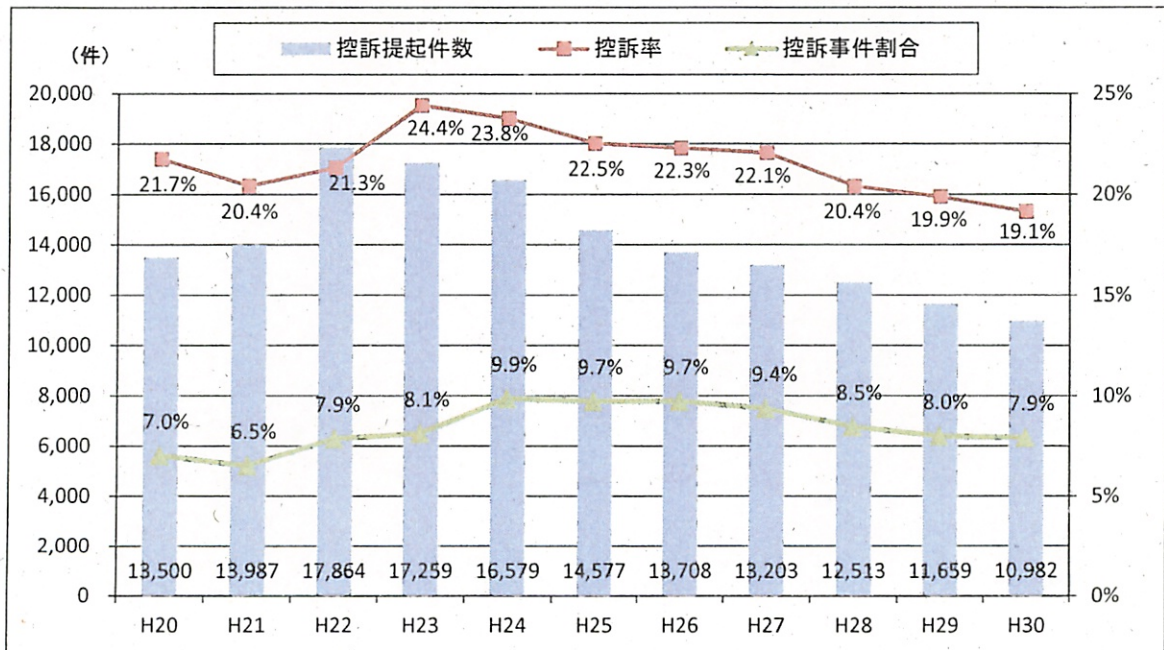


³ 平成19年において、平均審理期間が6月以下の事件類型（建物、貸金、立替金、請求異議）を「平均審理期間が短い事件類型」、6月超12月以下の事件類型（土地、その他、売買代金、金銭債権存否、手形異議、第三者異議、手形金）を「平均審理期間が比較的短い事件類型」、12月超18月以下の事件類型（その他の損害賠償、交通損害賠償、建築請負代金、労働金銭、労働、知的財産金銭、土地境界、知的財産、責任追及等）を「平均審理期間が比較的長い事件類型」、18月超の事件類型（医療損害賠償、建築瑕疵損害賠償、公害損害賠償、公害差止め）を「平均審理期間が長い事件類型」に分類した。

【グラフ7】 終局区分別の事件割合の推移（ワ号事件）

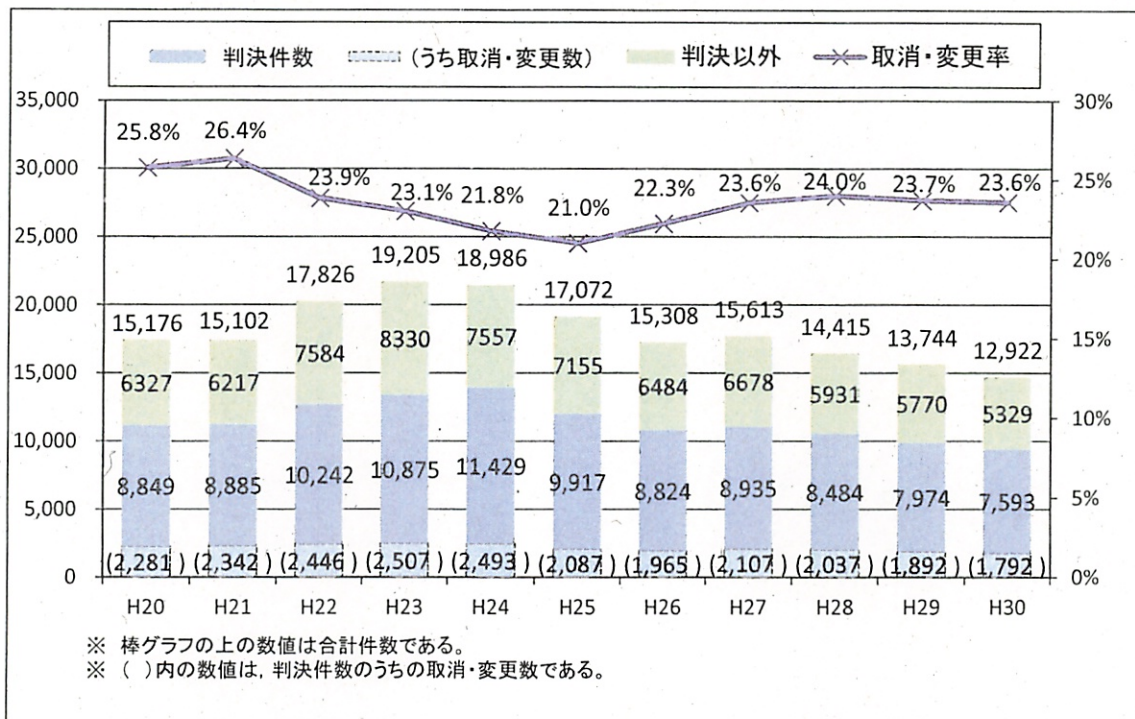


【グラフ8】 控訴提起件数、控訴率及び控訴事件割合⁴の推移（ワ号事件）

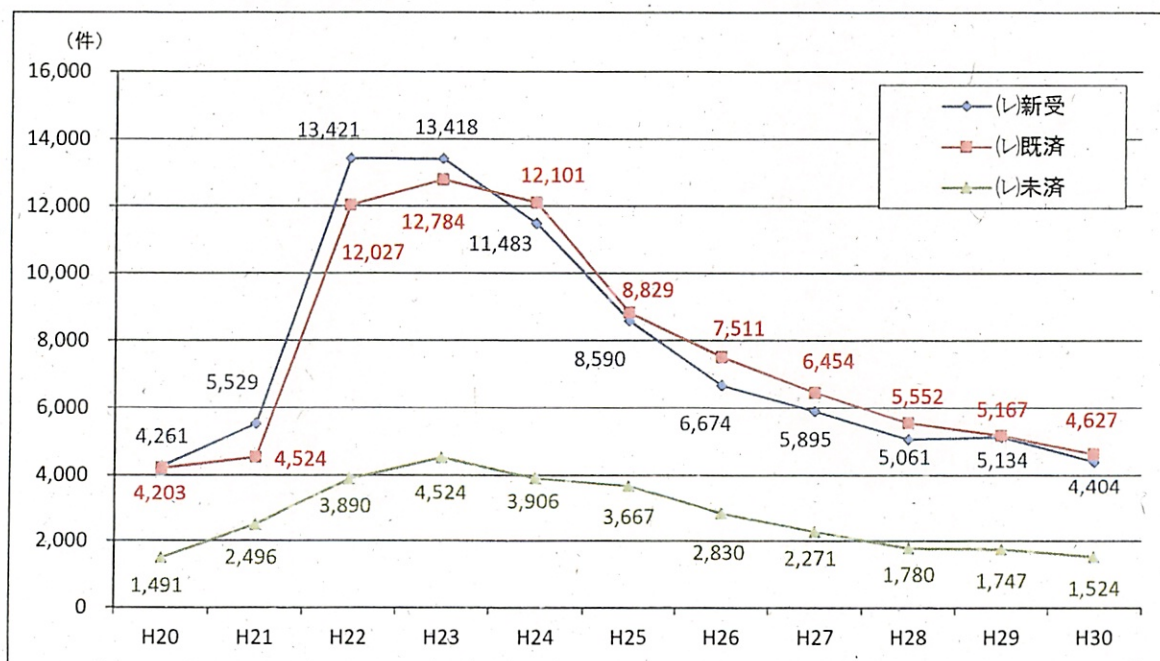


⁴ 控訴率は判決で終局した事件のうち控訴がされた事件の割合を、控訴事件割合は全既済事件のうち控訴がされた事件の割合をいう。

【グラフ9】 控訴審⁵の既済件数・判決件数・取消数（率）の推移（ネ号事件）

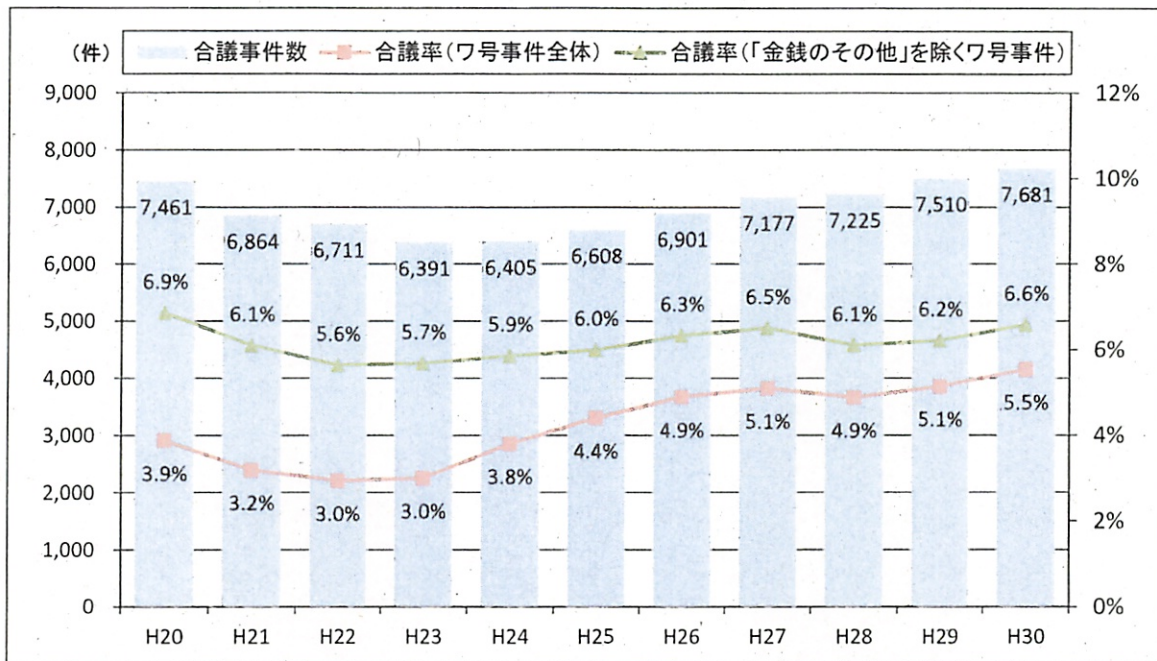


【グラフ10】 簡裁控訴（レ号事件）の新受・既済・未済件数の推移

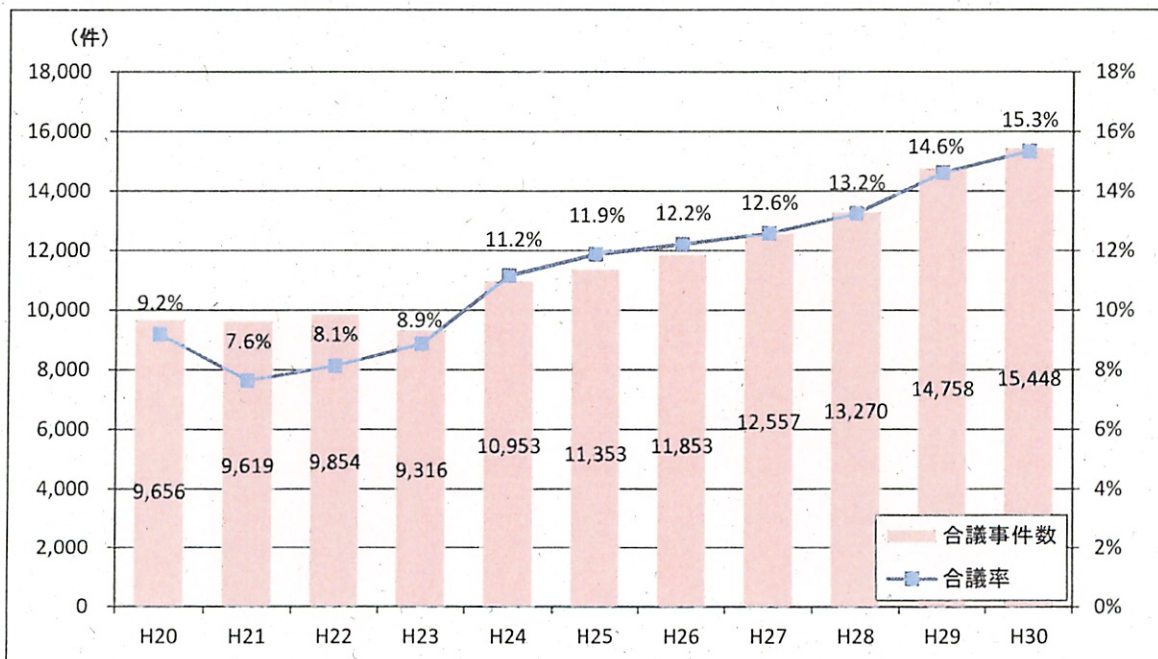


⁵ 人事訴訟事件及び知財高裁の事件を含む。

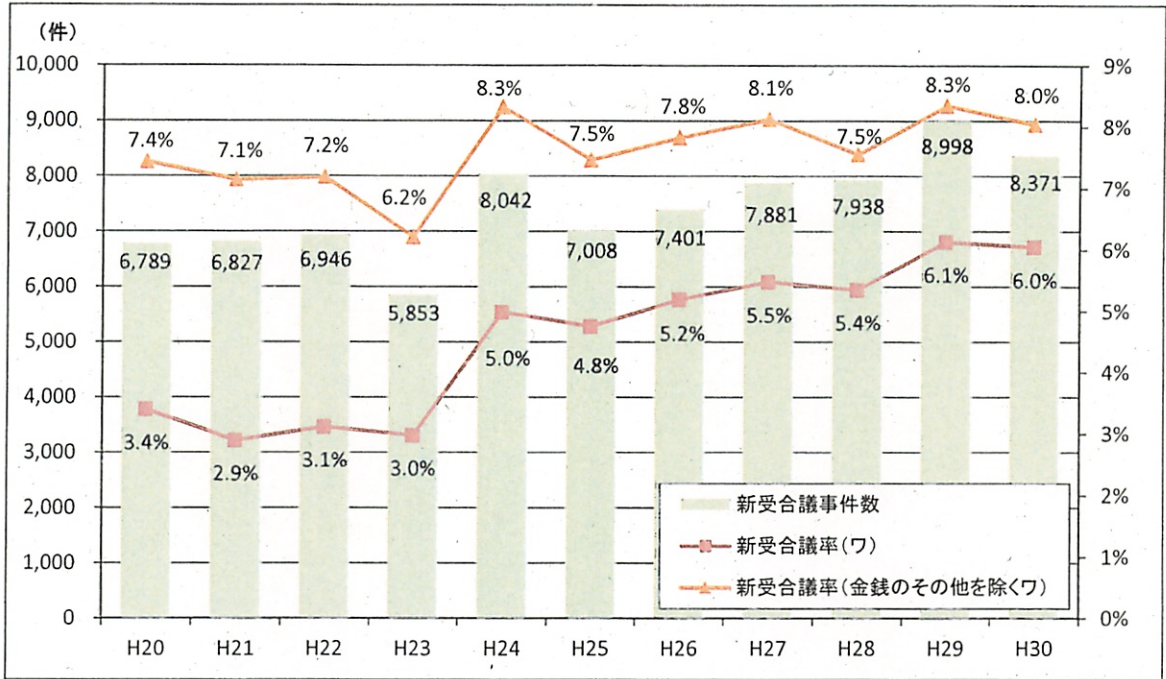
【グラフ 1 1】既済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）



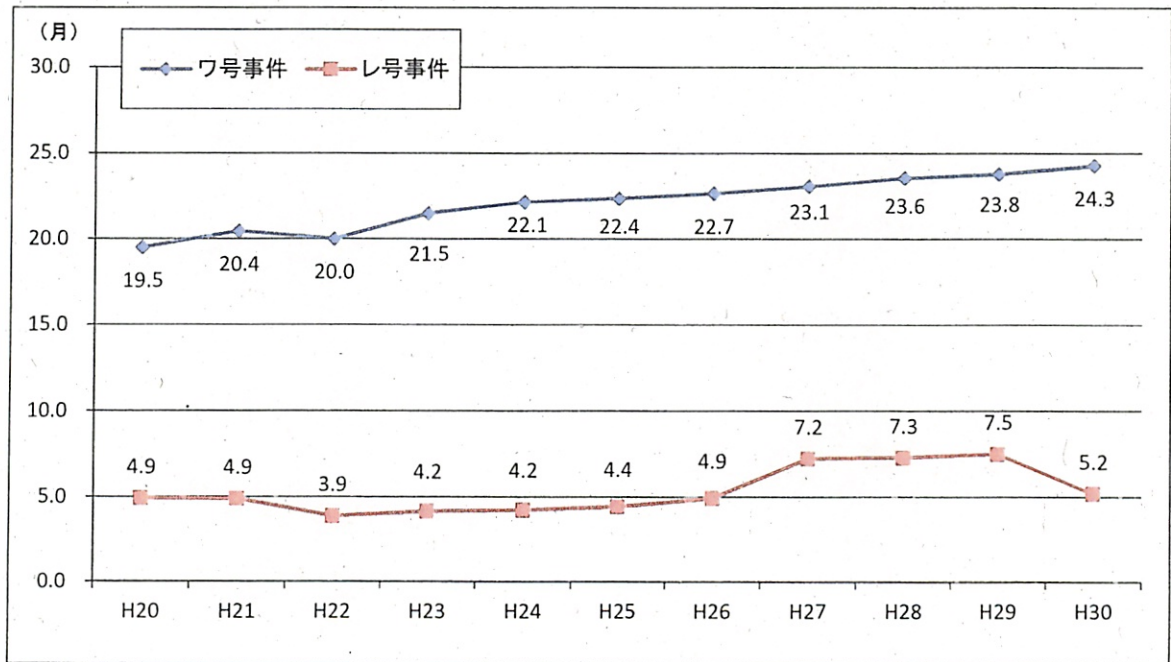
【グラフ 1 2】未済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）



【グラフ13】新受事件の合議件数⁶及び合議率⁷の推移（ワ号事件）



【グラフ14】合議事件（既済事件）の平均審理期間⁸の推移（ワ号事件・レ号事件）

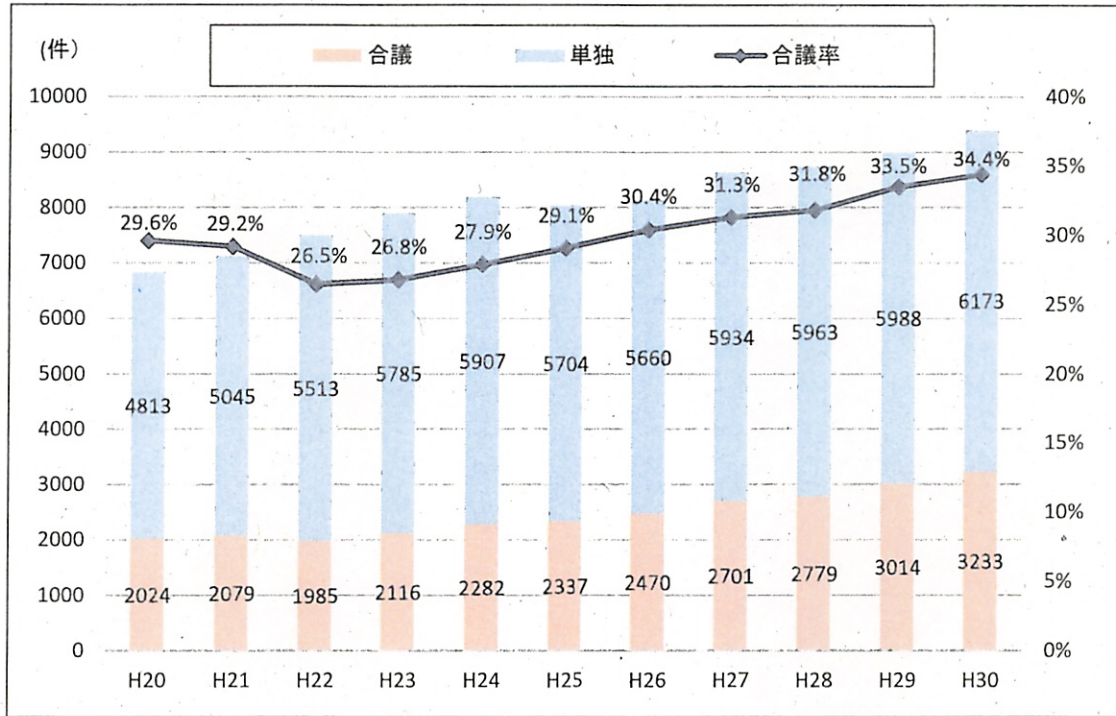


⁶ 当該年に既済となった合議事件数と同年末に未済となっている合議事件数の合計値から、その前年末に未済となっていた合議事件数を引いた件数を、当該年の新受の合議事件数として算出している。

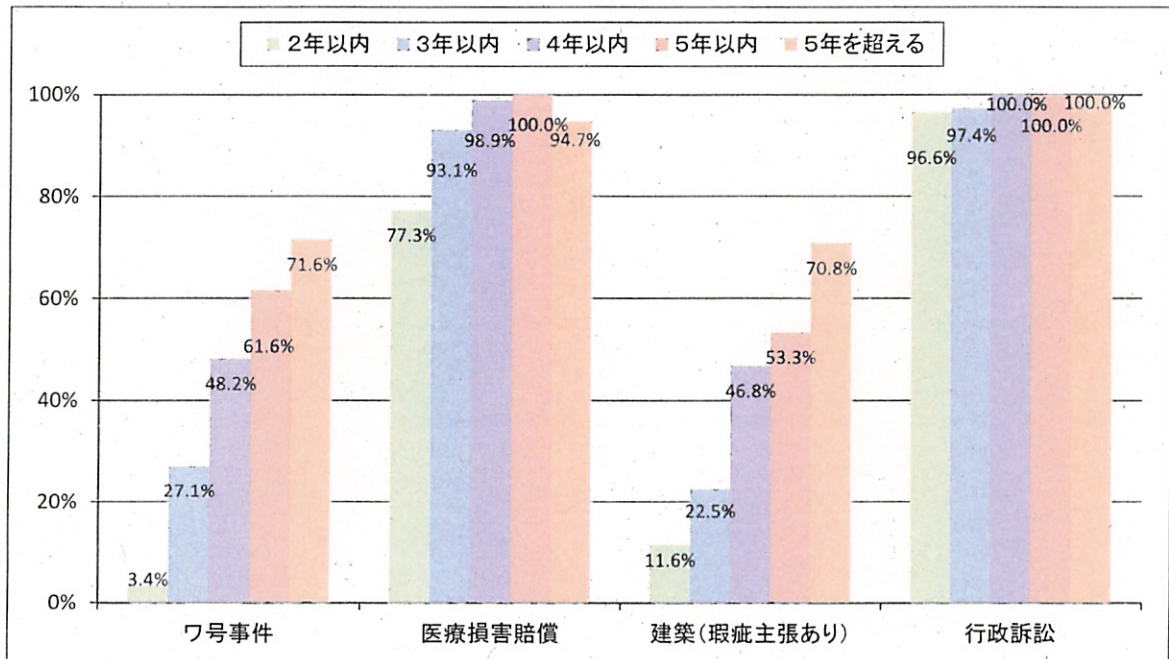
⁷ 「新受合議率（金銭のその他を除くワ）」は分母となる単独及び合議の新受事件数から「金銭のその他」を除いて算出した。

⁸ 平均審理期間は代表値を用いている。

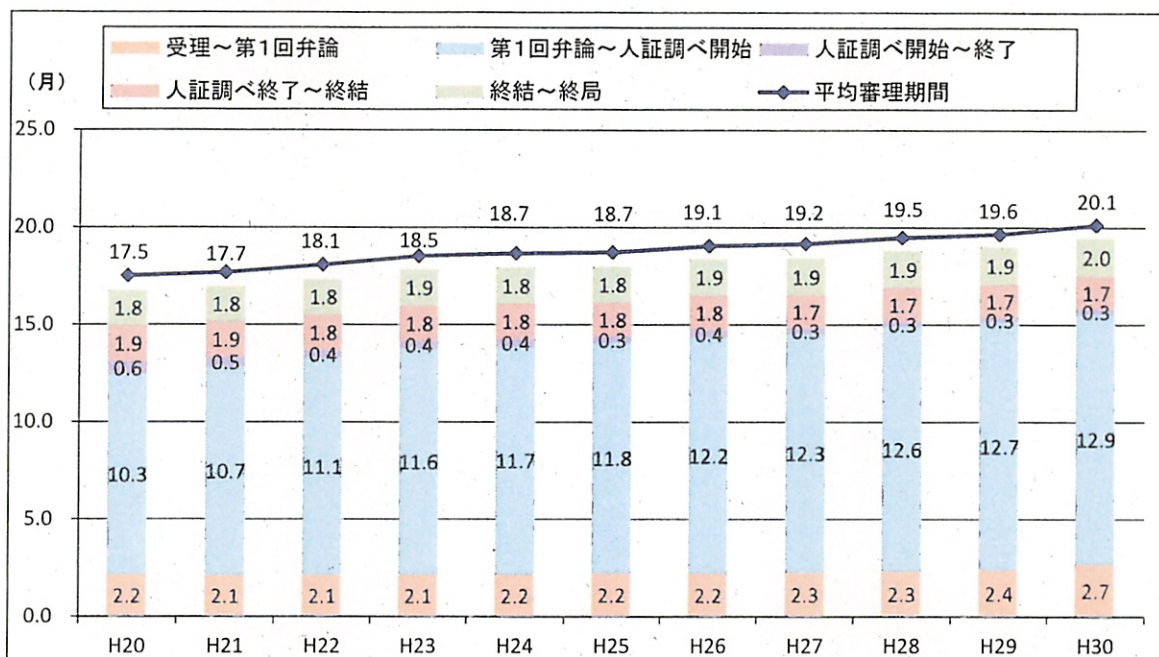
【グラフ15】 審理期間2年を超える合議・単独事件数及び合議率の推移（ワ号事件）



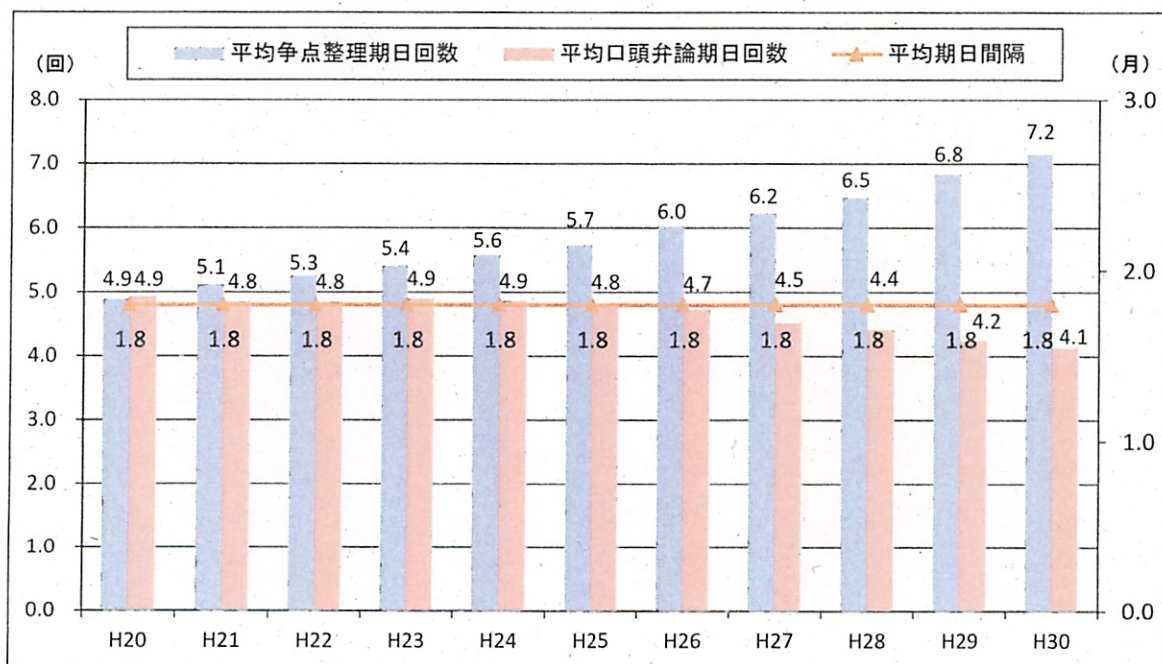
【グラフ16】 事件類型別既済事件の審理期間別の合議率（平成30年）



【グラフ17】単独事件の手續段階別平均期間⁹の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）



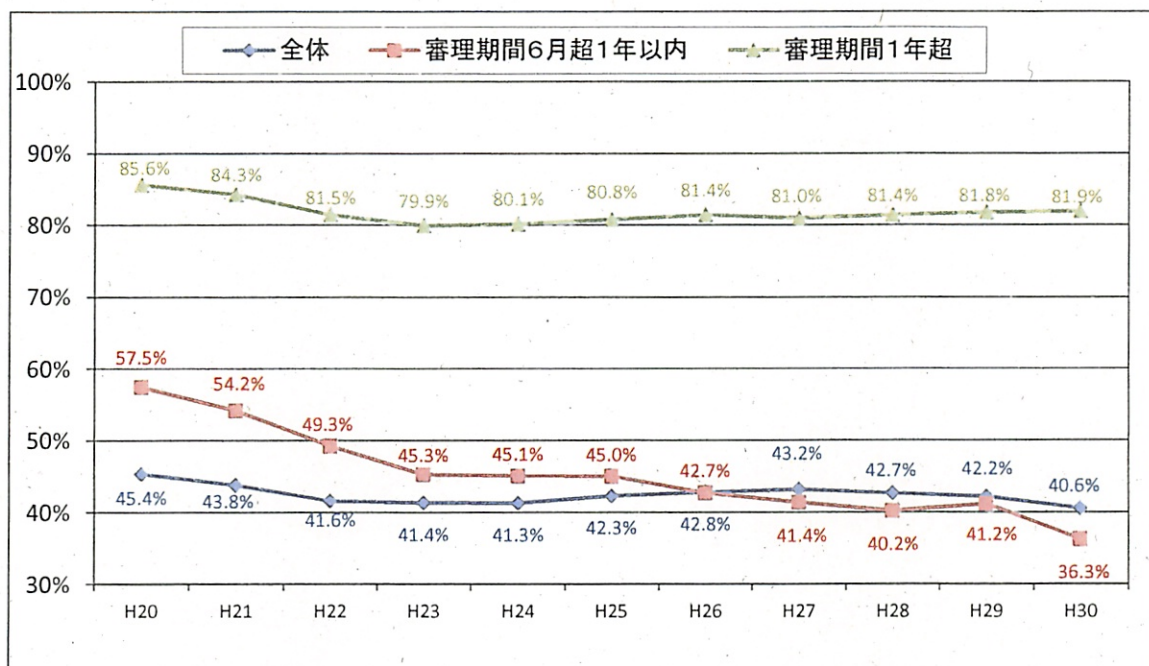
【グラフ18】単独事件の平均期日回数及び平均期日間隔¹⁰の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）



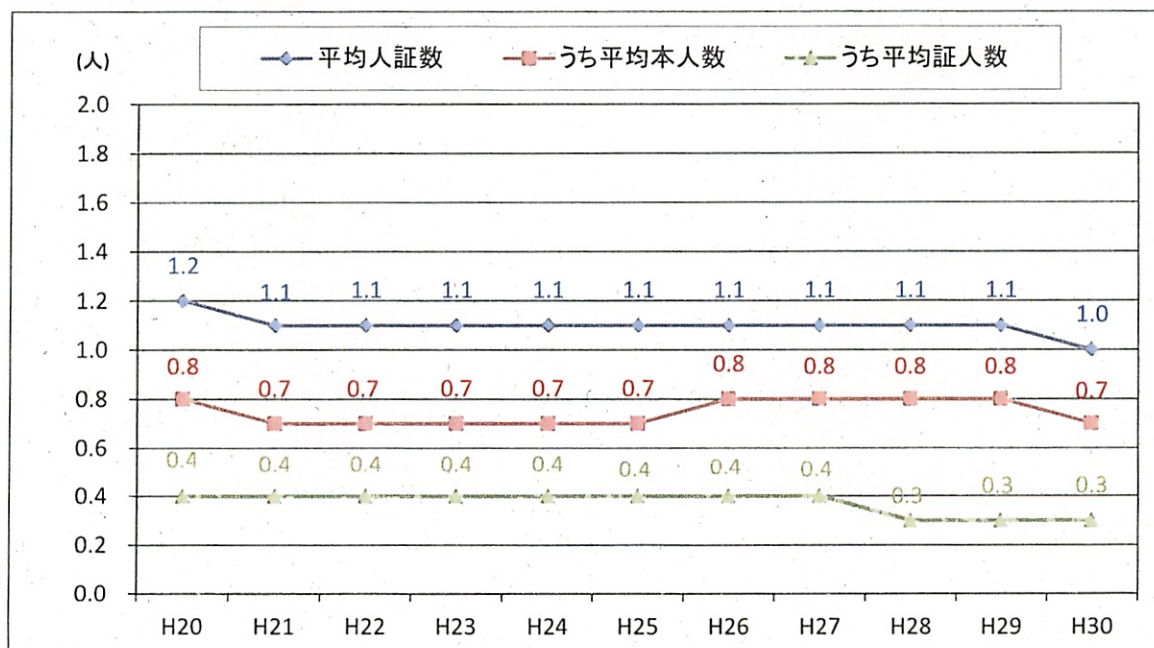
⁹ 【グラフ3】と同様、手續段階別平均期間は実数値（N値）、全体の平均審理期間は代表値を用いている。

¹⁰ ここでの平均期日間隔とは、平均審理期間を平均期日回数（平均口頭弁論期日回数（準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数）と平均争点整理期日回数（準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数）の合計値）で除した数値である。

【グラフ19】単独事件の人証調べ実施率の推移（対席判決で終局した「金銭のその他」を除くワ号事件）

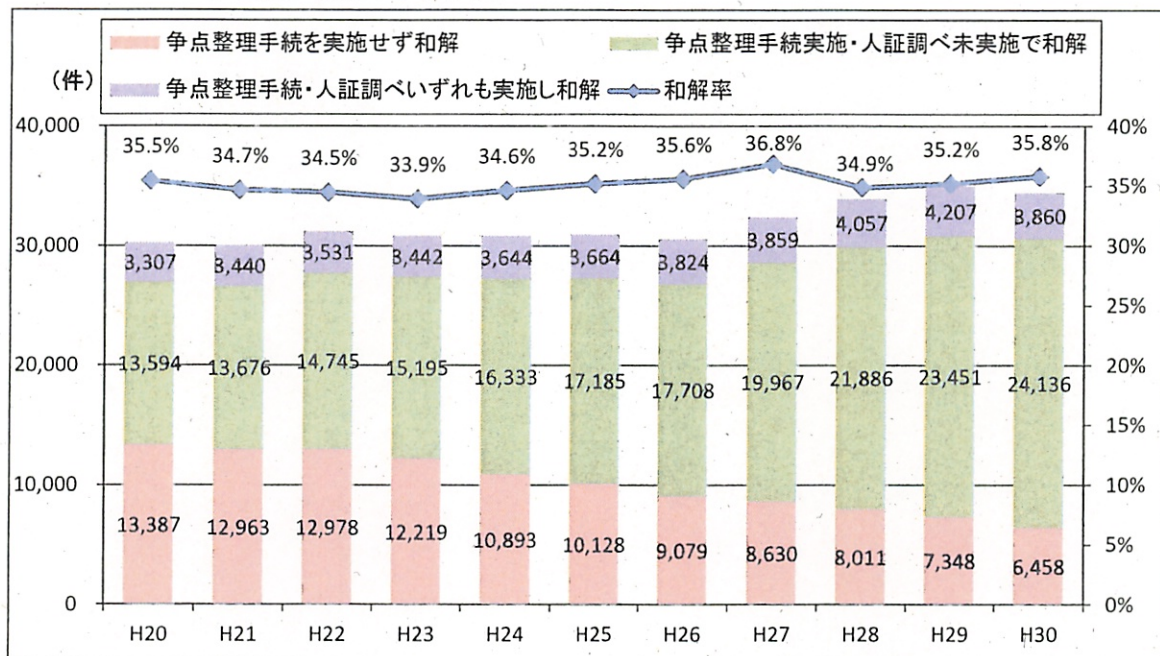


【グラフ20】単独事件の平均人証数等¹¹の推移（対席判決で終局した「金銭のその他」を除くワ号事件）



¹¹ 平均人証数は、平均本人数と平均証人数の合計である。ただし、端数処理の関係上、平均本人数と平均証人数の合計値が平均人証数と合致しない場合がある。

【グラフ21】単独事件の和解率¹²等の推移（争点整理手続¹³実施別・人証調べ実施別「金銭のその他」を除くワ号事件）¹⁴



¹² 和解率は、「金銭のその他」を除くワ号単独事件の終局事件のうち和解で終局した事件の割合をいう。

¹³ 準備的口頭弁論、弁論準備手続又は書面による準備手続のいずれかが実施された事件をいう。

¹⁴ グラフの「争点整理手続を実施せず和解」とは、「金銭のその他」を除くワ号単独事件のうち、争点整理手続未実施で和解により終局した事件を、「争点整理手続実施・人証調べ未実施で和解」とは、上記事件のうち、争点整理手続を実施したが、人証調べ未実施で和解により終局した事件を、「争点整理手続・人証調べいずれも実施し和解」とは、上記事件のうち、争点整理手続を実施したうえ、人証調べも実施し和解で終局した事件を、それぞれいう。